

新たに農業を始めたい(3)

親元就農支援事業費補助金(市)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

農業の担い手(中心経営体など)の後継者不足を解消するため、身近な親元等への就農を推進し、地域農業の新たな育成を支援します。

対象者は？

農業を主たる生計としている農業経営者に就農しようとする方で、次の要件に該当する方です。

- ・市内に住所を有する60歳以下の方
- ・令和3年4月1日以降、新たに三親等以内の市内に住所を有する農業経営者に就農した方
- ・一定規模以上の面積を有している農業経営者に就農した方
(水稻5ha以上、野菜等については同等の収益を見込める面積)
- ・国の経営開始資金等の交付を受けていない方
- ・市税の滞納がない方

補助金額は？

一人当たり年60万円(2年間)

手順はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 申請書の提出
 - ・就農したことがわかる書類により申請
- (3) 補助金の交付
- (4) 就農状況確認
 - ・補助金交付終了後2年間を含み、就農状況を確認
(就農していないことが確認された場合は、就農していない期間に応じた補助金返還)